

LEC社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

2026年版 ベーシックテキスト

(2026年合格目標 基礎編 講義使用教材)

(2025/07/15 現在)

2026年合格目標 合格講座 基礎編の講義使用教材である「2026年版ベーシックテキスト」におきまして下記の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※2026年版ベーシックテキストでは、令和7年4月1日までの改正内容につき補正対応いたします。以降の改正内容につきましては、2026年合格目標 合格コースの教材でご確認ください。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。2026年版ベーシックテキストでは裏表紙のバーコード下に記載があります。

-
- 2025/05/26 更新分… p.1～10
 - 2025/07/15 更新分… p.11
-

【2025/05/26 更新分】

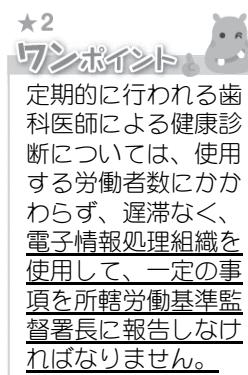
労働安全衛生法 (RU26021)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P37 ② 健康診断結果の報告	※下記に差し替え（下線部が訂正部分） <u>定期健康診断、特定業務従事者に対する健康診断を行ったときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、一定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。</u> ★2

2 健康診断結果の報告

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期的に行われる健康診断（**定期健康診断、特定業務従事者に対する健康診断**を行ったときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、一定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。 ★2

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P37 ★2 ワンポイント	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）



	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P42 5 ストレスチェック及び面接指導結果の報告	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

5 ストレスチェック及び面接指導結果の報告

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期に、電子情報処理組織を使用して、検査及び面接指導の結果等について、一定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P46 2 労働者私傷 病報告 1 原則	※下記に差し替え（下線部が訂正部分） <u>より死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、一定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。</u>

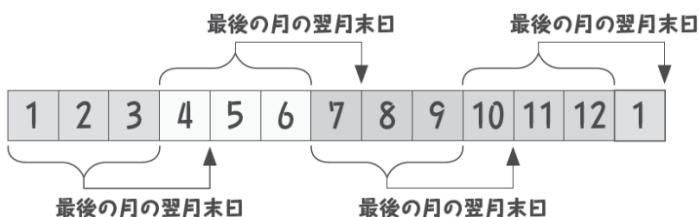
1 原則

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、一定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。

改正	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
	P47 2 例外パターン	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

2 例外パターン（休業日数が少ない場合）

前記のケースで、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、一定の事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。



労務管理その他の労働に関する一般常識（RU26025）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P29 ① 子の看護休暇	※下記に差し替え（下線部が訂正部分） ① 子の<u>看護等休暇</u>

① 子の看護等休暇

小学校第3学年修了前の子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、一の年度において5労働日（対象となる子が2人以上の場合にあっては、10労働日）を限度として、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話等を行うための休暇（=子の看護等休暇）を取得することができます。★⁴

なお、時間単位で取得することもできます。

健康保険法 (RU26026)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P37 [食事療養標準負担額]の表	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

[食事療養標準負担額]

区分		額
原則（減額対象者以外の者）		1食につき <u>510円</u>
減額対象者	低所得者Ⅱ及びⅠのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者	1食につき <u>300円</u>
	低所得者Ⅱ 食事療養標準負担額に係る減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日以下の者	1食につき <u>240円</u>
	低所得者Ⅱ 食事療養標準負担額に係る減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日を超える者	1食につき <u>190円</u>
	低所得者Ⅰ（特に低所得者である70歳以上の者に限る）	1食につき <u>110円</u>

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P37 ★3 梶島解説 本文 5行目	現物給付ですから、すなわち入院時の食事療養について は、被保険者が一定額（原則 1食 <u>460</u> 円）まで負担し、…	現物給付ですから、すなわち入院時の食事療養について は、被保険者が一定額（原則 1食 <u>510</u> 円）まで負担し、…

厚生年金保険法 (RU26028)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P42 2 具体的な要件	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

2 具体的な要件

上の「一定要件」とは、総報酬月額相当額（簡単にいふと、賞与込みの賃金1か月分）と基本月額（年金1か月分）の合計額が51万円を超える場合です。



	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P48 ⑤ 65歳以後の在職老齢年金 本文 2行目	総報酬月額相当額（簡単にいうと、賞与込みの賃金1か月分）と基本月額（年金1か月分）の合計額が <u>50万円</u> を超える場合に、老齢厚生年金が減額又は停止される制度です。	総報酬月額相当額（簡単にいうと、賞与込みの賃金1か月分）と基本月額（年金1か月分）の合計額が <u>51万円</u> を超える場合に、老齢厚生年金が減額又は停止される制度です。

社会保険に関する一般常識 (RU26029)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P9 ④ 被保険者証	※カテゴリー内 全文削除 (1 被保険者証の交付、2 保険料の滞納と被保険者証の返還、3 被保険者証等の有効期間、★3ワンポイント、★4 桃島解説を削除)	
訂正	訂正箇所	訂正前	訂正後
	P39 【過去問チャレンジ】 解答・解説 1行目～2行目	…、原則として、毎年 <u>2月</u> 、 <u>6月</u> 及び <u>10月</u> の <u>3期</u> に、それぞれの前月までの分を支払うこととされています。	…、原則として、毎年 <u>2月</u> 、 <u>4月</u> 、 <u>6月</u> 、 <u>8月</u> 、 <u>10月</u> 及び <u>12月</u> の <u>6期</u> に、それぞれの前月までの分を支払うこととされています。

【2025/07/15 更新分】

健康保険法 (RU26026)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P29-30 ③被保険者証	※カテゴリー内 全文削除 (①被保険者証の交付、②被保険者証の検認等、③被保険者証の返納、ここがポイント、★3ワンポイントを削除)

以上